

○制度概要

補助事業名	耐震診断費補助
補助事業の対象となる住宅	<p>次に掲げる要件を全て満たす住宅</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 山都町内に存在する戸建て木造住宅で、現に住宅所有者の居住の用に供されているもの 2 在来軸組構法、枠組壁工法又は伝統的構法によって建築された地上階数が3以下のもの 3 昭和56年5月31日以前に着工したもの又は次のいずれかの書面により平成28年熊本地震により罹災したことが確認できるもの <ul style="list-style-type: none"> ア 災害対策基本法に基づく罹災証明書の写し イ 罹災報告書（熊本県戸建て木造住宅耐震改修等促進事業実施要領別記第1号様式） ※罹災証明書が無くても対象となる場合があります。
補助事業の対象となる経費（補助対象経費）	補助対象住宅の耐震診断に要する費用
補助率	3分の2以内
補助金の額	補助対象経費に補助率を乗じて得た額又は60,000円のいずれか低い方の額
その他の事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 本要綱第2条第4号に規定する耐震診断であること。 2 耐震診断は、耐震診断士が行うものであること。 3 附則第2項及び第3項の遡及適用に係る規定は、本事業には適用しない。